

青森県報

号外第六十一号

令和五年
六月二十八日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則(市町村課) ……

訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令 …… (人事課) ……

告 示

○知事の職務を代理する副知事の順位の廃止 …… (人事課) ……

規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

青森県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十年一月青森県規則第十一号)の一部

を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「普通地方長期資金」を「地方長期資金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一自然保護課の項の第四号の副知事専決事項の欄イ中「第三十条」を「第三十七条」に改め、同イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第二十二条第一項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消しに関すること。

別表第一自然保護課の項の第四号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

ハ 第四十二条第一項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消しに関すること。

別表第一自然保護課の項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄ル中「第三十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同ルを同欄タとし、同欄又中「第三十二条第四項」を「第四十四条第四項」に、「第三十六条」を「第四十八条」に改め、同又を同欄ヨとし、同欄リ中「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同リを同欄ヲとし、同ヲの次に次のように加える。

ワ 第四十条第三項の規定による自然体験活動促進計画の認定に関すること。
カ 第四十一条第一項の規定による自然体験活動促進計画の変更の認定に関すること。

別表第一自然保護課の項の第四号の部長専決事項の欄中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同치를同欄とし、同欄ト中「第二十六条」を「第三十三条」に改め、同トを同欄又とし、同欄ヘ中「第二十三条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同ヘを同欄リとし、同欄ホ中「第二十一条第三項第三号」を「第二十八条第三項第三号」に、「及び第十五号」を「第十五号及び第十六号」に改め、同ホを同欄チとし、同欄ニ中「第十五条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同ニを同欄ホとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十条第四項の規定による利用拠点整備改善計画の認定に関すること。
ト 第二十一条第一項の規定による利用拠点整備改善計画の変更の認定に関すること。

別表第一自然保護課の項の第四号の部長専決事項の欄ハ中「第十三条第一項及び第二項」を「第十五条第一項から第三項まで」に、「承継」を「地位の承継」に改め、同ハを同欄ニとし、同欄ロ中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同ロを同欄ハとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ 第十二条第二項の規定による通知に関すること。

別表第一自然保護課の項の第四号の課長専決事項の欄イ中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同欄ロ中「第二十一条第三項第七号」を「第二十八条第三項第七号」に改め、同欄ハ中「第二十一条第三項第十号」を「第二十八条第三項第十号」に改め、同欄ニ中「第二十一条第三項第十二号」を「第二十八条第三項第十二号」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十九号

平成二十三年七月一日青森県告示第五百八十七号（知事の職務を代理する副知事の

順位）は、令和五年六月二十八日限り、廃止する。

令和五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭